運転免許証自主返納支援のための住基カード交付手数料免除事業

高齢者の交通安全対策の一環として、70歳以上の有効期限前運転免許証自主返納者に、身分証明として利用できる「写真付き住民基本台帳カード（住基カード）」を無料で交付します。

■受領の手順

❶住基カードの申請手続き

運転免許証の返納手続きを行う前に、住基カードの受領を希望する本人が市役所市民課を訪れ、申請手続きを行ってください。

▼受付時間＝月～金曜日　午前8時30分～午後3時30分（祝日、年末年始を除く）　▼手続きに必要なもの＝運転免許証、印鑑（認印）、顔写真（6か月以内に撮影したもの／縦45㎜×横35㎜のパスポートサイズ／正面、無帽、無背景のもの）

※顔写真がない方は、市民課で撮影します。

❷運転免許証の返納手続き

田原警察署交通課で、運転免許証の返納手続きを行ってください。「運転免許の取消通知書」が交付されます。

▼受付時間＝月～金曜日　午前9時～午後4時（祝日、年末年始を除く）

▼手続きに必要なもの＝運転免許証

❸住基カードの受領手続き

再度、受領を希望する本人が市役所市民課を訪れ、警察署で交付された「運転免許の取消通知書」をご提示ください。住基カードと交通安全グッズをお渡しします。

■注意事項

- 無料交付は一人1回限りです。
- 申請は、必ず住基カードの受領を希望するご本人が、市民課窓口で行ってください。
- 申請期間は、運転免許証を自主返納した日から1年以内です。
- 事前に自主返納された方は、お問い合わせください。

▼市民課
☎23局3511 FAX23局4270

生ごみ処理容器等設置補助制度の限度額を変更します

生ごみ処理容器等（生ごみ処理容器・電気式生ごみ処理機）の設置に対する補助金額の見直しにより、4月1日から限度額を次のとおり引き下げます。

■補助限度額

●生ごみ処理容器（1個につき）
【変更前】5000円
【変更後】3000円

●電気式生ごみ処理機（1台につき）
【変更前】2万円
【変更後】1万円

※いずれも購入金額の2分の1の金額が限度額に満たない場合は、その金額が補助金額となります。

▼清掃管理課
☎23局3538 FAX22局3817

なくそう 不法投棄！

ポイ捨てなど、みだりにごみを捨てることは、廃棄物の不法投棄に当たる犯罪です。不法投棄をした人には、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金が課せられる場合があります。廃棄物は適正に処分しましょう。

不法投棄されたごみは、投棄者が不明の場合、土地の所有者が片付けなければなりません。荒れた土地はごみを捨てられやすいので、土地を荒らさないようにしましょう。

▼清掃管理課
☎23局3538
FAX22局3817

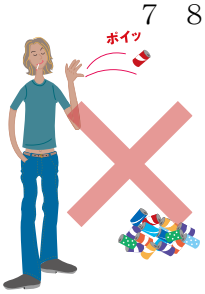

田原市地域職業相談室（ハローワーク豊橋・田原市）

田原市地域職業相談室では、仕事を探している方への職業相談・紹介および求人を募集される事業者の求人受付をしています。ハローワーク豊橋と同じパソコンでの求人検索も行えます。お気軽にお立ち寄りください。

▼場所＝「道の駅」田原めっくんはうす2階　▼内容・利用日時＝表のとおり

■田原市地域職業相談室

内容	利用日時
職業相談・紹介	平日 午前9時～午後5時
求人受付 （事業者対象）	毎月第2・第4水曜日 （祝日の場合はその前日） 午前10時～正午、 午後1時～3時

▼田原市地域職業相談室
☎24局0050